

保育所等訪問支援のご案内

保育所等訪問って？

児童福祉法に基づき、訪問専門員が保育園・幼稚園・小中学校・高校・特別支援学校に訪問し、先生と相談しながら実際の生活の場で直接支援をおこないます。また、ご家族や担当職員に、お子さまの個々の発達の特性に配慮する点など、必要な支援について助言をおこなっていきます。

こんな相談お受けします

- 身体の使い方が苦手
- 授業中、落ち着きがなく参加できない
- 先生の話聞くのが苦手
- お友達と上手くコミュニケーションがとれない など



対象児童は？

霧島市、始良市の一部に居住し、保育園・幼稚園・小中学校・高校・特別支援学校、に通う発達が気になるお子さまや集団場面で配慮の必要なお子さま

どんな風に訪問するの？

- ・ 10 時～（状況に合わせて時間は変更することもあります。）

集団場面に訪問支援員が入り観察や直接お子様への指示などを行います。

（集団場面で支障のないように）

- ・ 12 時～13 時（状況に合わせて時間は変更することもあります。）

保護者の方や園の先生への助言を行います。

保護者の方がつかない場合はご相談に応じます。

回数、費用は？

- ・ お子様の状況や時期によって頻度を調整します。
- ・ 法定の利用料金がかかります。

利用の流れは？

- ① 相談支援事業所にサービス利用の相談
- ② 相談支援事業所を通じて、霧島市に受給者証交付の手続き
- ③ 当事業にサービス利用の相談
- ④ 保育所等訪問支援専門職員が、訪問先施設に訪問支援について説明、調整
- ⑤ 訪問先施設へ訪問し、初回面接
- ⑥ 新規契約を結ぶ
- ⑦ 個別支援計画の作成・保育所等と訪問調整
- ⑧ 訪問支援の実施・保護者への状況説明

注意事項

- ・ 頻度、期間などは相談の上、調節していきます。
- ・ 受給者証交付にあたり支援利用計画の作成が必要になります。
- ・ 相談支援事業と別途契約をし、計画作成をして頂きます。

お問い合わせ

NPO 法人 Ryouiku Circle はなはな

きりしま総合発達支援センターつくし

〒899-4354 鹿児島県霧島市国分姫路 3147 番地 1

TEL : 0995-55-1324

FAX : 0995-73-4304

MAIL : kirishimakodomo@ace.ocn.ne.jp 【担当：堀切】